一般財団法人全国大学実務教育協会資格教育課程認定申請手続要項

制　　定　Ｈ２１．　３．２３
一部改正　Ｈ２２．　２．２０
一部改正　Ｈ２４．１２．１５
一部改正　Ｈ２７．　４．　４
一部改正　Ｈ２８．１２．１７
一部改正　Ｈ３０．　３．１６
一部改正２０２０．　３．１１
一部改正２０２３．　９．１５
一部改正２０２６．　４．　１

第１　一般財団法人全国大学実務教育協会（以下「本協会」という。）に会員校として入会しようとする大学及びすでに入会の会員校が、新たに資格認定のための教育課程を設置し認定審査を受けようとする場合及び既に実施している資格の教育課程等に変更が生じる場合の手続きについては、この要項の定めるところによる。

第２　本協会に会員校として入会しようとする大学及び既に入会の会員校が、新たに資格認定のための教育課程を設置し認定審査を受けようとする場合は、別に定める資格を除き次に示す書類を本協会事務局に提出しなければならない。

（１）資格教育課程認定申請書　（様式２）
（２）教育課程編成表　（様式６）
（３）資格必修科目のシラバス
（４）専任教員履歴・業績調書　（様式７）【ウェブデザイン実務士、観光実務士、環境マネジメント実務士、上級環境マネジメント実務士、こども音楽療育士、園芸療法士、生活園芸士、社会調査アシスタント、社会調査実務士、国際ボランティア実務士、カウンセリング実務士、データサイエンス・AI 実務パスポート、上級データサイエンス・AI 実務パスポートの場合】
（６）施設設備調書　（様式８）【園芸療法士、生活園芸士の場合】
（７）到達目標評価表（本協会が定める「到達目標評価表による到達目標達成度評価」制度を導入する場合で、大学独自の評価方法（評価表を含む。）を利用する場合のみ。本協会が定める「到達目標評価表による到達目標達成度評価」制度の場合は不要）

第３　申請書等の提出期限は、原則として次のとおりとする。

（１）会員校入会申請手続　　毎　年　度　7 月 25 日又は 1 月 25 日
（２）資格認定のための教育課程認定申請手続　　実　施　前　7 月 25 日又は 1 月 25 日

第４　本要項第２により認定を受けた資格教育課程編成表等に変更が生じる場合は、必要に応じて次に示す書類を事前に提出しなければならない。

（１）教育課程編成変更申請書　（様式３）
（２）教育課程編成表　（様式６）
（３）資格必修科目のシラバス
（４）専任教員履歴・業績調書　（様式７）【ウェブデザイン実務士、観光実務士、環境マ

ネジメント実務士、上級環境マネジメント実務士、こども音楽療育士、園芸療法士、生活園芸士、社会調査アシスタント、社会調査実務士、国際ボランティア実務士、カウンセリング実務士、データサイエンス・AI 実務パスポート、上級データサイエンス・AI 実務パスポートの場合】

附　則

この要項は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要項は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要項は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要項は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要項は、平成２８年１２月１７日から施行する。

附　則

この要項は、平成３０年４月１日から施行し、第２は、こども音楽療育士、園芸療法士、ウェブデザイン実務士及びプレゼンテーション実務士の資格については、平成３１年度の申請から適用する。また、第６については、平成２９年９月２５日から適用する。

附　則

この要項は、２０２０年４月１日から施行する。

附　則

この要項は、２０２３年９月１５日から施行する。

附　則

この要項は、２０２６年４月１日から施行する。